

徴収課長  
債権回収対策課長  
財務担当課長  
監査委員事務局長  
福祉課長  
議会事務局長  
殿

**オンライン参加可能**

日経東発第60024280・60024281号  
令和7年4月18日

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

現場で役立つ!

# 地方自治体のための債権管理セミナー

～基礎知識の習得から事例演習、改正民法への対応まで～

<令和7年8月25日(月)・26日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、地方自治体における各種債権の未納問題が大きく注目されています。公金の賦課・徴収や財産管理を適正に行わない、いわゆる「怠る事実」を問題とした住民訴訟も増加する傾向にあります。

自治体の債権管理においては、公法上の債権と私法上の債権、また地方自治法・民法・商法などの各種法令が複雑にからみ合い、適正に処理することが困難なケースが多くあります。そうした事態に対処するための統一的な組織づくりやマニュアルの整備も、まだまだ道半ばというのが現状ではないでしょうか。

本セミナーでは、自治体における債権管理の基本原則や実務上の頻出論点について、法的側面を中心に事例も交えてわかりやすく解説いたします。また、事例を題材とした演習を通じ、債権管理担当者が備えておくべき法的思考の訓練と基礎知識の定着を図ります。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)  
日 時：令和7年8月25日(月) 13:00～17:00  
8月26日(火) 9:30～16:30

講 師：弁護士 豊田 泰士 氏  
          弁護士 西尾 政行 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室  
                  東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11  
                  (住友不動産新宿南口ビル 13階)  
                  [オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料：会員(1名) 36,300円(税込)  
          (負担金) 一般(1名) 39,600円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

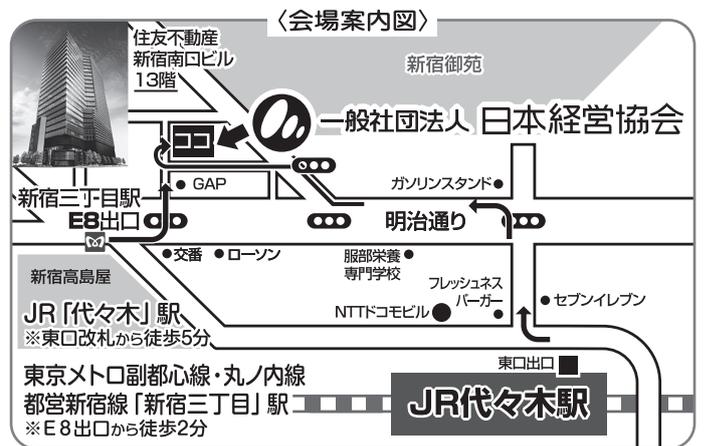
本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03) 6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp

URL <http://www.noma.or.jp>



1. 債権管理の基本原則
  - (1)債権管理の意義
  - (2)法令遵守
  - (3)公正かつ合理的・能率的な処理
  - (4)自治体にとって有利な処理
2. 債権の意義
  - (1)自治法上の債権
  - (2)債権の発生
  - (3)公債権と私債権の区分
3. 自治法・自治令等による債権管理
  - (1)日常の管理
  - (2)地方公共団体の長がなすべき措置
  - (3)地方公共団体の長がなすことのできる措置
  - (4)債権管理に関する注意すべき規定
4. 自治法・自治令の問題点、運用上の問題点
  - (1)自治法の定め方
  - (2)現場の問題点
5. あるべき債権管理への対応策
  - (1)債権管理条例の制定、マニュアルの策定等
  - (2)情報管理
  - (3)専門部署の創設、弁護士等との連携
6. その他の問題点

債権管理にかかる地方自治法・同施行令の規定を中心に、債権管理の基本的な事項について解説します。

1. 債務者の信用不安への対応
  - (1)履行期限の繰上げ
  - (2)保証人に対する情報提供義務
  - (3)財産調査
  - (4)担保提供の請求
2. 裁判上の諸手続
  - (1)支払督促
  - (2)通常訴訟
  - (3)少額訴訟
  - (4)訴えの取下げと訴訟上の和解
  - (5)即決和解（訴え提起前の和解）
  - (6)調停
3. 強制執行等
  - (1)債務名義に基づく強制執行
  - (2)担保権の実行

応急小口資金及び住宅建設資金貸付金の返還滞納等の事例を用いて、滞納が生じたときの初期対応、裁判上の手続、強制執行について、双方向形式の研修を行います。

1. 時効の管理
  - (1)時効制度の概要
  - (2)時効の起算点
  - (3)時効期間
  - (4)時効の援用・放棄
  - (5)時効の中断・停止・更新・完成猶予
2. 債務整理、破産手続等の対応
  - (1)債務整理受任通知への対応
  - (2)破産手続・再生手続への対応
3. 相続
  - (1)相続人と相続分
  - (2)金銭債務の相続
  - (3)相続放棄
4. 不納欠損
  - (1)不納欠損の意義・目的
  - (2)欠損処理が必要な場合
  - (3)免除・放棄との関係

女性福祉資金貸付金、公営住宅使用料等の事例に基づきつつ、時効管理、欠損処理、破産や相続への対応等の諸問題について、質疑応答を交えた研修を行います。

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。  
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索